

演題番号: P1-3

筆頭名: 佐藤一博

筆頭所属名: 福井大学 医学部環境保健学

共著者名:

○佐藤一博

共著者所属:

福井大学医学部環境保健学

演題名: 国際調和性分類基準(GHS)に準拠した感作性化学物質の分類基準 3. 世界の分類基準、リストと許容濃度について

職業アレルギーの原因物質には、植物性の微細粉塵・動物の体成分あるいは排泄物・花粉、孢子、菌糸を抗原とするものがあるが、ここでは金属、化学物質による職業アレルギーを対象とする。感作性化学物質の分類基準は、わが国ではヒトの症例報告、疫学研究を対象として動物実験の結果を対象として来なかった。しかし、近年の動物実験の進歩は目覚ましいものがあり幾つかの皮膚感作性動物実験は OECD のガイドラインにもなっている。気道感作性については、現在のところ妥当性の検証された確立した動物実験は存在しないが、世界の多くの国が感作性分類基準に動物実験の結果を取り入れてる。わが国も気道感作性にもガイドライン的に皮膚感作性ととも動物実験結果を取り入れた分類基準となった。但し、わが国の感作性化学物質のリストは少なく拡大する必要があり拡大させる作業が行われている。また、重篤となるのは気道過敏性の職業アレルギーであるが、頻度が多いのは皮膚感作性の職業アレルギーである。日本産業衛生学会は許容濃度の勧告を行なっている。感作性化学物質の許容濃度については、許容濃度以外に最大許容濃度が勧告されているが、そのことについても触れる。最後にヨーロッパでは動物実験をした原料を用いた化粧品の販売が禁止された。化学物質の登録、評価、認可及び制限(REACH)下では動物実験に代わる *in vitro* のテストや定量的構造活性相関(QSAR)ソフトなどの代替法による評価を推奨している。われわれが行なった気道、皮膚感作性定量的構造活性相関モデル構築について触れる。